グアテマラ月報（2017年12月）

１　内政

（１）バジャダレス大統領府国家競争力委員会（ＰＲＯＮＡＣＯＭ）長官の経済次官就任

　１日，中米北部三カ国繁栄のための同盟計画（ＰＡＰ）の調整役も務めるバジャダレスＰＲＯＮＡＣＯＭ長官が経済次官に任命された。中小企業担当の経済次官を務める。

（２）サンチェス中米議会議員に対する出国禁止命令

　１日，サンチェス中米議会（ＰＡＲＬＡＣＥＮ）議員（与党国民集中戦線（ＦＣＮ））に対して，出国禁止命令が出された。同議員は，モラレス大統領の息子のホセ氏と実兄のサムエル氏が被告となっている財産登記所の公費流用事件において，サムエル氏と協力し，偽の請求書を作成した疑いがある。

（３）リナレス国民進歩党議員の不逮捕特権剥奪

　１４日，最高裁は，リナレス国民進歩党（ＰＡＮ，極右）議員の不逮捕特権剥奪を決定した。同議員は，２月に当国における障がい者の存在が国の支出につながっているという差別ともとれる発言を行ったことから，検察庁によって不逮捕特権剥奪請求が行われていた。

２　外交

（１）岡本外務大臣政務官の当国訪問

　１４日および１５日，岡本外務大臣政務官はグアテマラを訪問し，政府および国会関係者との会談，日系企業関係者との懇談等を行った。カブレラ副大統領との会談では，両国間の友好関係や日本のグアテマラに対する開発協力等のテーマに関して話し合われた。チンチージャ国会議長との会談では，若い世代の交流，議員交流など，両国間の人的交流の重要性が確認された。日本企業関係者との意見交換会においては，岡本政務官から，グアテマラにおける日本企業の事業拡大により，二国間の経済関係が更に強化されることへの期待が表明された。

（２）ホンジュラス情勢に関するモラレス大統領の発言

　２０日，モラレス大統領は，ホンジュラスへの連帯を表明し，抗議活動や道路封鎖が（中米）地域全体に経済的悪影響を与える旨指摘した。モラレス大統領は，「グアテマラ・エルサルバドル，グアテマラ・ホンジュラス間の貿易は重要であり，ホンジュラスで起きていることは経済的に地域全体に悪影響を与える」と述べた。また，モラレス大統領は「我々は法制度を尊重してきたし，ホンジュラス最高選挙裁判所の大統領選の決定を尊重する。同裁判所が公式結果を発表した以上，我々は結果を尊重し，また（事態が）平穏になるよう望む」と述べた。

（３）イスラエル首都問題：グアテマラ政府による国連決議案への反対投票

　２１日，国連総会の緊急特別会合において，グアテマラは，「エルサレムはイスラエルの首都である」との米国政府による決定の撤回を求める決議案に対し，反対票を投じた（賛成１２８票，反対９票，棄権３５票）。

トランプ米大統領は，会合の数日前から，同決議案に賛成する国に対し経済支援を打ち切ると脅していた。そんな中，グアテマラは米政府に同調し，ホンジュラス，トーゴ，ミクロネシア，ナウル，パラオ，マーシャル諸島，イスラエル，米国と共に，決議案に反対票を投じた。パニアグア外務省広報官は，反対票への投票は当国の明確な外交政策に基づいた判断であり，イスラエルとの歴史的な友好的同盟関係に沿ったものであると説明した。一方，コーエン当地イスラエル大使は，勇敢且つ正当な投票であったと当国政府の判断に謝意を示した。

（４）対米関係：国会議員に対する制裁措置への反応

　２１日，米政府は，人権侵害への関与を理由として，マグニツキー法の制裁権限によりフリオ・フアレス与党国民集中戦線（ＦＣＮ）議員に制裁措置（米国査証取り消し等）を課した。同議員は２０１５年のサカテペケス県における記者に対する殺人容疑で不逮捕特権を剥奪されている。

　本件に関して，２２日付のプレンサ・リブレ紙は，「米財務省および国務省がグローバル・マグニツキー人権責任法の制裁権限を使って制裁を行ったとのメッセージは強力なものであった。この制裁は当国の司法システムへの強いメッセージとなろう。これは希望の光であり，さらにジャーナリストへの犯罪に対する懲罰であり，最近（１１月２３日）同市を訪れ行事の参加者の前で，（地元選出議員として）出席していた同議員を讃え，出席者に拍手を求めたモラレス大統領の再度の過ちを示すものである（当館注：最高裁は１１月７日に同議員に対する不逮捕特権剥奪を決定していた）」との社説を掲載した。

（５）モラレス大統領によるエルサレムへの大使館移転決定の発表

２４日，モラレス大統領はフェイスブックにおいて，在イスラエルのグアテマラ大使館をエルサレムへ帰還（グアテマラ大使館は，１９７８年にテルアビブに移転するまでエルサレムに位置していたことから，当国政府はこの表現を用いている）することを決定したと発表した。メッセージの中で，モラレス大統領は，ネタニヤフ・イスラエル首相と会談しエルサレムに大使館を戻すことを決定した旨述べた。また，同日，外務省はプレスリリースを発出し，「外務省は大統領の指示に従い，同外交決定を実現するための手続きを開始する」旨発表した。

本件に関して，エボ・モラレス・ボリビア大統領は，「国際社会を愚弄する行為であり，グアテマラは国連決議を無視し，大使館の移転を決めた。ＵＳＡＩＤのくれる支援の残り物を失いたくないいくつかの政府が尊厳を「帝国」に売り渡した」と述べた。他方，在グアテマラ米国大使館は，ツィッターでモラレス大統領の決定を祝福した。イスラエルのネタニヤフ首相も，ツィッターで「私の友人であるジミー・モラレス大統領がエルサレムを首都と認め，大使館のエルサレム帰還を決定したことを感謝する」と述べた。

２７日の記者会見で，ホベル外相は，「帰還の決定は，当国の主権に基づいて下されたグアテマラ政府の決定であり，決定に際して，いずれの国から圧力を受けたわけでもなく，当国がイスラエルや米国に何かを要求したわけでもない。宗教や圧力といった理由ではなく，イスラエルの国家承認に賛成票を投じた１９４７年から続く関係に基づいた一貫性のある決定を行っただけである」と説明した。

２８日，マルキ・パレスチナ自治政府外相は，ラジオ番組で，エルサレムへの大使館移転を行う国々への政治的および経済的なボイコットをイスラム諸国と計画している旨述べた。また，同外相は，当国に対しては，当国からのカルダモン（香辛料）の輸入禁止措置を執るようイスラム諸国に求めるための協議をすでに開始したことを明かした。

３　経済

（１）商業登記社数の増加

　５日，アストゥリアス経済大臣は，２０１７年１月～１０月の商業登記を行った会社が，３万１，２０４社になり，前年同期比で１１．３８％増加したと発表した。また，個人商店の登記は，１万７，３１０社で，前年同期比９．２７％増加したことも併せて発表された。加えて，商法改正を定めた政令１８号の発効（２０１８年１月２９日）により，株式会社の登記が，資本金５千ケツァル（約７万５千円）から，２百ケツァル（約３千円）に減額になる旨も発表された。

（２）海外送金額の増加

　６日，中銀は２０１７年１１月までの当国の海外送金受取額が，７４億７，１９０万ドルに達し，１１月の時点で２０１６年の送金額を超えたと発表した。中銀は，２０１７年の額は８２億ドルに達し，前年比１６％増となると予測している。

（３）中銀による２０１７年経済成長率の推定値発表

　１４日，中銀は２０１７年の経済成長率が２．８％になるとの推定値を発表した。２０１６年の成長率は，３．１％であった。成長が減速した理由について，中銀は，投資（民間，公共，海外）の停滞，鉱業セクターにおける司法の不確実性，消費の停滞などを挙げた。

（４）最低賃金の引き上げ

　２９日，政府は２０１８年の最低賃金に関する政令を発表した。同政令によって，２０１７年に比べて，農業および非農業部門の時給が１０．８６ケツァルから１１．２７ケツァル（約１６９円），輸出およびマキラ（保税加工区）部門の時給が９．９３ケツァルから１０．３ケツァル（約１５５円）に引き上げられ，３．７５％増となった。月給換算では，それぞれ２，７４２．３６ケツァル（約４万１，１３５円），２，５０８．１５ケツァル（約３万７，６２２円）となる。

２０１７年の最低賃金は，２０１６年比６．１２％増だった。また，２０１７年１１月までのインフレ率は４．６９％であり（当館注：２０１８年のインフレ率は３～５％と予測されている），２０１８年の最低賃金増加率はこれらを下回るものになった。また，月給換算でも，２０１７年１１月時点で３，５４８．５６ケツァル（約５万３，２２８円）であった基礎的食料バスケット（１世帯（４．７７人）あたりが一月に消費する最低限の食料品（３４品目）の値段を計算した指標）の価格を下回った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ◇主要経済指標◇ | **2017年** | **2016年** | **2015年** |
| **12月** | **11月** | **10月** |
| **インフレ率** **（前年同月比）** | 未発表 | 4.69% | 4.20% | **4.23%** | 3.07% |
| **貿易収支****（百万ドル）** | 未発表 | 未発表 | △835.5 | △6,532.0 | △6,913.1 |
| **輸出（百万ドル）** | 未発表 | 未発表 | 856.2 | 10,465.3 | 10,726.2 |
| **輸入（百万ドル）** | 未発表 | 未発表 | 1691.7 | 16,997.3 | 17,639.3 |
| **外貨準備高** **（百万ドル）** | 11,769.5 | 11,572.6 | 11494.4 | 9,160.4 | 7,751.2 |
| **外国からの送金** **（百万ドル）** | 未発表 | 646.3 | 728.3 | 7,160.0 | 6,285.0 |
| **為替レート** **（対ドル月平均）** | 7.34 | 7.33 | 7.34 | 7.62 | 7.65 |

（出典：中銀，国立統計院）2015年および2016年の為替レートは年平均

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（了）